

令和 2 年度著作権相談員名簿の集約について

各单位会が実施する著作権相談員養成研修を修了し、所定の効果測定に合格した方について、下記の要領に従い名簿を調製し、本会に送付いただくようお願いいたします。

記

1 実施時期

別紙 1「令和 2 年度著作権相談員養成研修の取扱いについて」に基づき著作権相談員養成研修を単位会にて集合研修のスタイルで実施する場合は、令和 3 年 3 月 31 日（水）迄に実施してください。

2 名簿記載項目

「著作権相談員研修記入フォーム」（別添エクセルファイル）の記載項目に従い、修了者及び不合格者について所属会・支部名・氏名・登録番号を記入してください。

※会員情報管理システムとの連動により、相談員名簿と会員登録情報との紐付けが可能になりました。つきましては、特段、名簿記載事項に変更があった際に御連絡は必要ありません。

※新規に著作権相談員となられた方及び不合格となった会員をそれぞれのシートにご記入の上、ご提出ください。集合研修の実施をしなかった場合も、その旨メールにてご連絡ください。

3 提出期限

「著作権相談員研修記入フォーム」（別添エクセルファイル）の記載項目に従い、入力したものを令和 3 年 4 月 2 日（金）迄に以下のアドレスにメール添付にて送付ください。

送付先 gyoumu3@staff.gyosei.or.jp （業務課 業務三係）

以上